日 調 連 発 第 ２ １ 号
平 成 ３ １ 年 ４ 月 ８ 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

改元に伴う戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の請求日に係る
元号の表記について（通知）

日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則を始めとする諸規則等で定める様式の元号の取扱いについては、平成 30 年 12 月 4 日付け日調連発第 238 号をもって通知し、土地家屋調査士会において各種様式を適宜修正の上使用いただいておりますが､改元に伴う同規則第 17 条に定める附録第 12 号様式の戸籍謄本･住民票の写し等職務上請求書の請求日に係る元号の表記につきましては、下記の取扱いとしましたので通知します。

なお､連合会が指定する業者に発注されている同職務上請求書の用紙は､本月 15 日以降の発注から新元号「令和」となります。

記

日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則第 17 条に定める附録第 12 号様式の戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の請求日に係る元号の表記は、「令和〇年〇月〇日」とする。

なお、元号以外の変更はないことから、同職務上請求書を特定する番号の欄に印字されている「６Ａ」はそのままの表記とする。

また、改元日（令和元年 5 月 1 日）以降に、現行の同職務上請求書を使用する場合は、「平成〇年〇月〇日」の「平成」に訂正線を引いて「令和」を記載することで、使用可能となる。

以上